住所　愛知県瀬戸市坂上町39番地
金明順　昭和18年11月5日生
住所　名古屋市名東区藤が丘110番地
曹泰植　昭和57年4月23日生
住所　茨城県稲敷市古渡88番地1
宋磨美　昭和59年11月21日生
住所　東京都江東区東砂8丁目22番14号
李秀幸　昭和47年8月18日生
住所　東京都中野区中野1丁目33番1―301号
姜成美　昭和54年11月29日生
住所　東京都足立区宮城1丁目16番9―304号
梁明仔　昭和59年6月5日生
住所　東京都新宿区富久町39番3号
丁末穂　昭和50年2月8日生
住所　山口県宇部市助田町9番2号
金貞子　昭和21年8月19日生
住所　岐阜県美濃加茂市加茂野町木野472番地83
李敏夫　昭和18年3月3日生
南秋子　昭和21年9月15日生
住所　千葉県市川市日之出16番20―306号
趙陽子　昭和48年3月1日生
住所　東京都新宿区高田馬場3丁目31番15号
李洋平　昭和55年8月17日生
住所　東京都板橋区板橋二丁目19番10―902号
韓理美　昭和53年7月13日生
住所　東京都港区四新橋3丁目15番8―904号
宋光富　昭和54年10月9日生

○外務省告示第三百九十六号

平成二十二年八月十六日にマレで、技術協力に関する日本国政府とモルディブ共和国政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、同日に効力を生じた。

平成二十二年九月六日

外務大臣　岡田　克也

（訳文）

技術協力に関する日本国政府とモルディブ共和国政府との間の協定

日本国政府及びモルディブ共和国政府は、

技術協力の促進により両国間に存在する友好関係を一層強化することを希望し、

両国の経済的及び社会的発展の促進によりもたらされる相互の利益を考慮して、

次のとおり協定した。

第一条

両政府は、両国間の技術協力を促進するよう努力する。

第二条

この協定の下で実施される個別の技術協力計画を規律する別途の取決めが、両政府の権限のある当局間で合意される。日本国政府の権限のある当局は外務省であり、モルディブ共和国政府の権限のある当局は外務省である。

第三条

次の形態による技術協力が、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の現行法令に従い、かつ、前条に規定する取決めに基づき、ＪＩＣＡの負担で行われることになる。

(a)　技術訓練をモルディブ共和国に派遣すること。

(b)　専門家をモルディブ共和国に派遣すること（以下、派遣された専門家を「専門家」という。）。

(c)　幅広い技術及び豊かな経験を有する日本人ボランティア（以下「シニア海外ボランティア」という。）をモルディブ共和国に派遣すること。

(d)　モルディブ共和国の経済及び社会開発計画の調査を行うため、日本国の調査団（以下「調査団」という。）をモルディブ共和国に派遣すること。

(e)　設備、機械及び資材をモルディブ共和国政府に供与すること。

(f)　両政府間で相互の同意により決定されるその他の形態の技術協力をモルディブ共和国政府に対して行うこと。

第四条

モルディブ共和国政府は、前条に規定する日本国の技術協力の結果としてモルディブ国民が取得した技術及び知識並びに供与された設備、機械及び資材がモルディブ共和国の経済的及び社会的発展に寄与し、かつ、軍事目的に使用されないことを確保する。

第五条

ＪＩＣＡが専門家、シニア海外ボランティア及び調査団を派遣する場合には、モルディブ共和国政府は、次の措置をとる。

1 (1)(a)　専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の構成員に対し、国外から送金される給与及び手当に対して又はこれらの給与及び手当に関連して課される所得税を含む租税及び課徴金を免除すること。

(b)　専門家、シニア海外ボランティア、調査団の構成員及びそれらの家族に対し、次のものの輸入に関し、領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件を免除すること。

(i)　携帯荷物

(ii)　身回品、家財及び消費財

(iii)　モルディブ共和国に派遣される専門家一名につき一台、専門家の家族につき一台、シニア海外ボランティア一名につき一台及びシニア海外ボランティアの家族につき一台の自動車

(c)　モルディブ共和国に自動車を輸入しない専門家、シニア海外ボランティア及びそれらの家族に対し、当該専門家、シニア海外ボランティア及びそれらの家族が自動車を現地購入する場合には、専門家一名につき一台、専門家の家族につき一台、シニア海外ボランティア一名につき一台及びシニア海外ボランティアの家族につき一台の自動車に対して課される付加価値税を含む租税及び課徴金を免除すること。

(d)　専門家、シニア海外ボランティア及びそれらの家族に対し、(b)(iii)及び(c)に規定する自動車の登録料を免除すること。

(e)　専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の構成員及びそれらの家族に対し、医療上の便宜を提供すること。

(2)(a)　専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の任務の遂行に必要な適当な事務所その他の施設（電話及びファクシミリの役務を含む。）を自己の負担で提供し、かつ、それらの運営費及び維持費を負担すること。

(b)　専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の任務の遂行に必要な現地要員（必要な場合には、適当な通訳を含む。）並びに専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の相手方となる当該任務の遂行に必要なモルディブ人の要員を自己の負担で提供すること。

(c)　専門家及びシニア海外ボランティアに係る次の諸経費を負担すること。

(i)　通勤費

(ii)　モルディブ共和国内の公用出張旅費

(iii)　公用通信費

(d)　専門家、シニア海外ボランティア及びそれらの家族に対し、適当な住宅の確保につき便宜を提供すること。

(e)　専門家、シニア海外ボランティア、調査団の構成員及びそれらの家族に対し、入国し、同国から出国し、及び同国に滞在することを許可し、外国人登録要件に係る手続に関し便宜を与え、並びに領事手数料を免除すること。

(3)(a)　専門家、シニア海外ボランティア、調査団の構成員及びそれらの家族に対し、その任期中、モルディブ共和国に入国し、同国から出国し、及び同国に滞在することを許可し、外国人登録要件に係る手続に関し便宜を与え、並びに領事手数料を免除すること。

(b)　専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の構成員の任務の遂行に必要なすべての政府機関の協力を確保するために、専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の構成員に対し、身分証明書を発給すること。

(c)　専門家、シニア海外ボランティア及びそれらの家族に対し、自動車運転免許証の取得のための便宜を与えること。

(d)　専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の任務の遂行に必要なその他の措置をとること。

2　1に規定する自動車が、その後モルディブ共和国内において、租税（関税を含む。）の免除又は同様の特権を有しない個人又は団体に売却され、又は譲渡される場合には、当該自動車に対してそれらの租税（関税を含む。）が課される。

3　モルディブ共和国政府は、専門家、シニア海外ボランティア、調査団の構成員及びそれらの家族に対し、モルディブ共和国において同様の任務を遂行しているいかなる第三国又は国際機関の専門家、シニア海外ボランティア、調査団の構成員及びそれらの家族に与えられているものよりも不利でない特権、免除及び便宜を与える。

第六条

モルディブ共和国政府は、専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の構成員の任務の遂行に起因し、その任務の遂行中に発生し、又はその任務の遂行に関連する当該専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の構成員に対する請求について責任を負う。ただし、そのような請求が専門家、シニア海外ボランティア又は調査団の構成員の重大な過失又は故意から生じたことについて両政府が合意する場合は、この限りでない。